

九十九里町告示第124号

九十九里町地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告し、当該地域の地域計画変更案を次により縦覧する。

なお、利害関係人は、当該地域の地域計画変更案に対して意見のあるときは、縦覧期間満了の日までに九十九里町に意見書を提出することができる。

令和7年10月24日

九十九里町長 浅岡 厚



1. 縦覧期間

令和7年10月24日 から 令和7年11月6日まで

2. 縦覧場所

千葉県山武郡九十九里町片貝4099番地

九十九里町農林水産課農林水産係

九十九里町ホームページ

3. 縦覧時間

九十九里町農林水産課農林水産係

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

4. 意見書の提出方法等

- (1) 意見書を提出できる方は、当該地域の地域計画の利害関係人とする。
- (2) 意見書の提出先は、九十九里町農林水産課農林水産係とする。
- (3) 意見書の提出方法は持参、郵送又は電子メールとする。
- (4) 意見書の提出期限は縦覧期間満了の日までとする。
- (5) 意見書が提出された場合は、意見書の要旨を取りまとめ、結果を公表する。

変更理由書

1. 九十九里町地域計画の変更

農村地域の環境保全及び有効な土地利用のための農家住宅等をはじめ、経済事情の変動その他情勢の推移に適切に対応する必要があると判断されることから、九十九里町地域計画の変更を行うものとする。

2. 地域計画の変更理由

(1) 地域計画区域からの除外

No.	対象の土地	変更理由
1	真亀 1809 番	一般住宅用地として農地転用の見込みがあるため。